

指定就労継続支援（Ｂ型）施設 ワークホーム・アップル

重要事項説明書

あなたに対する就労継続支援（Ｂ型）サービス提供開始にあたり、静岡県の条例規則に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

１．サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人小山町社会福祉協議会
所 在 地	静岡県駿東郡小山町小山 7 5 - 7
電 話 番 号	0 5 5 0 - 7 6 - 9 9 0 6
代表者氏名	会長 田代 章
設 立 年 月	昭和 5 8 年 1 2 月 1 6 日（社会福祉法人認可）

２．利用施設

事業所の種類	指定就労継続支援（Ｂ型）事業所【平成 2 1 年 1 0 月 1 日指定】
事業所の名称 （事業所番号）	ワークホーム・アップル (2 2 1 1 3 2 0 0 5 2)
事業所の所在地	静岡県駿東郡小山町菅沼 2 5 3 - 1
連 絡 先	TEL ; 0 5 5 0 - 7 6 - 5 9 1 1 FAX ; 0 5 5 0 - 7 6 - 5 9 1 1
管 理 者	松田直樹
サービス管理責任者	勝俣千春
サービスの実施主体	主として小山町全域
主たる対象者	特定なし
定 員	2 0 名
開設年月日	平成 2 1 年 1 0 月 1 日

３．サービスの目的・運営方針

目 的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな就労継続支援（Ｂ型）のサービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建 物	構 造	木造平屋建て
		平成 4 年建築 102.68㎡
		平成21年増築 42.23㎡
	敷地面積	715.27㎡
	延床面積	144.91㎡

(2) 主な設備

名 称	部屋数	備 考
訓練・作業室 1	1 室	主に下請け作業等
訓練・作業室 2	1 室	クッキー等の製作
相談室兼多目的室	1 室	
便所・洗面設備	1 室	ストマ洗浄設備有
事 務 所	1 室	
玄関・ホール	1 室	

※当事業所では、静岡県の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員 数	常 勤		非常勤		常勤 換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1				1	0.2	
副管理者 (兼職業指導員)	1	1				1.0	
サービス管理責任者	1	1				0	
職 業 指 導 員	2			2		0.9	
生 活 支 援 員	1	1				1.0	
計	6	3		1	1	3.1	

当事業所では、静岡県の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

6. 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管 理 者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：００）
職 業 指 導 員	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：００）
生 活 支 援 員	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：００）

7. 営業日及び営業時間

営業日：月曜日～金曜日（国民の祝日及び年末年始１２月２８日～１月４日休業）

※他に休業日あり

営業時間：９：１５～１５：３０まで

8. サービス提供の内容

（１）訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓 練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ① 自主製品事業（クッキー、ケーキ、縫製品等） ② 受注事業 ③ 資源リサイクル事業 ④ 喫茶事業 ⑤ 食堂事業 〈工賃の支払〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者実績に応じて支払います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、５日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月２回を限度として同意の上で支援を行います。

健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送迎サービス	利用者やその家族の希望により実施する。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金 額
食事サービス	なし	
生産活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実 費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実 費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実 費
生活訓練に係る食材料費	食事作り訓練の食材料費、おやつ代等。	3,000円
行事・イベント等の開催時の経費	行事・イベント等の開催時の食事代、おやつ、飲料等嗜好品代。個人負担が適当である入園料、参加料、見学料等。	実 費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等及びについて、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意をえて代行します。	実 費
その他	・ サービス提供記録等の複写代 ・ 証明書諸書類の発行代 ・ その他	実 費

《サービスの概要》

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

9. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「8. サービス提供の内容(2) 訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の3日前までに当事業所までお申し出ください。ただし、事故、発病等の場合は速やかにご連絡下さい。

なお、サービス利用日の3日前までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

キャンセル料(訓練等給付費対象サービス)	な し
キャンセル料(訓練等給付費対象外サービス)	実 費

(4) 利用料金のお支払方法

- ・前記(1)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月20日までに請求しますので、25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 当事業所窓口での現金支払い

② 指定口座への振込み(①が困難な場合)

- ・前記(2)の料金は当月分を、指定する日までに下記の方法でお支払いください。

① 当事業所窓口での現金支払い

10. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧や複写ができる窓口業務時間は、9:00から16:30までの間です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

11. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名・診療科・主治医・所在地・電話番号 別紙のとおり
緊急連絡先	住所・電話番号・氏名・続柄 別紙のとおり

12. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所利用相談窓口	・受付担当者 遠藤千代子 ・ご利用時間 8:30～17:00 ・TEL 0550-76-5911 ・FAX 0550-76-5911	
小山町社会福祉協議会 第三者委員	岩田 和代	電話番号 0550-76-3991 (自宅)
	羽場惇子	電話番号 0550-75-2556 (自宅)
小山町役場福祉長寿課	・所在地：静岡県駿東郡小山町藤曲57-2 ・TEL：0550-76-6661	
運営適正化委員会	・所在地：静岡県静岡市葵区駿府町1-70 静岡県社会福祉協議会内 ・TEL：054-254-5248 ・FAX：054-251-7508	

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・担当窓口 小山町役場社会福祉課 ・利用時間 8:30～17:15 ・TEL 0550-76-6661 ・FAX 0550-76-4770	
------------------	--	--

13 カスタマーハラスメントへの対応について

当事業所では、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行います。

カスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとします。ただし、これらに限られるものではありません。

- ・大声の叱責や暴言、脅迫、威圧的な言動
- ・人格を否定する発言や差別的な言動
- ・業務の範囲を超えた過度又は不当な要求
- ・長時間の拘束や執拗な要望・クレーム
- ・無断撮影・録音、SNS等による誹謗中傷
- ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求
- ・性的な話し方や卑猥な言動等のセクシャルハラスメント
- ・その他の職員の職場環境を著しく害する行為

これらの行為が認められた場合は、サービスを中止させていただく事があります。なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠実に対応します。

1 4. 協力医療機関

医療機関の名称	南寿堂医院		
医 院 長 名	岩田祥吾		
所 在 地	駿東郡小山町藤曲 5 4 - 1 1 5		
電 話 番 号	0 5 5 0 - 7 6 - 0 0 8 8		
診 療 科	内科	入 院 設 備	なし

1 5. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、防災訓練計画書により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める防災訓練計画書に則り、年 4 回の避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘 導 灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・室内防火栓 無 ・カーテン等は防災性能を有する材質のものを使用しています。 ・震災に備えての備蓄 なし (その他、ヘルメット、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等)
消防計画	施設面積により消防計画の作成は必要ないが、施設独自で防災訓練計画書を策定しています。 ・防火管理者（任意設置）：勝俣千春
保険加入	事故・災害に備えて下記の損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：あいおい損害保険株式会社 加入保険内容：施設・生産物保険・介護保険

1 6. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いいたします。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

指定障害者福祉サービス（就労継続支援（B型））の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名：社会福祉法人 小山町社会福祉協議会

就労継続支援事業所B型ワークホーム・アップル

説明者： 職名 管理者

氏名 松田直樹 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害者福祉サービス（就労継続支援（B型））の提供及び利用について重要事項の説明を受け、これに同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所：

氏 名： 印

保護者 住 所：
(責任者)

氏 名： 印

続 柄：